

宮崎県県立学校教職員用端末（校務・教育活動用）賃貸借調達事業者選定に係る
企画提案競技実施要領

1 目的

宮崎県県立学校教職員用端末（校務・教育活動用）賃貸借調達事業者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 事業内容

宮崎県県立学校教職員用端末（校務・教育活動用）賃貸借調達仕様書による。

3 契約上限額

210,507,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

- (1) 提出する見積書は、契約上限金額を超えてはならない。
- (2) 契約上限額は本事業全体の総額を合算しているが、60 か月に分割したうえで、月ごとに支払うものとする。なお、支払い開始は、令和9年2月分からとする。

4 契約期間

令和9年2月1日から令和14年1月31日まで（60月）

5 参加資格要件

- (I) この企画提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和8年宮崎県告示第94号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器の者又は営業種目が電算業務のものであること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

エ この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。

オ 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務と同種、同規模以上の業務の実績を有する者であること。

カ 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。

キ 県税に未納がないこと。

ク 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規

定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。

(2) 共同企業体での参加は可とする。ただし、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 共同企業体を構成する全ての事業者が5(1)の要件を満たすこと。

イ 共同企業体を構成する事業者が、単独又は別の共同企業体の構成員として、この企画提案競技に参加していないこと。

6 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

5(1)アに掲げる資格を有しない者で、企画提案競技への参加を希望する者は、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当

郵便番号 880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話 0985-26-7208

(2) 申請書類の受付期間

令和8年9月28日から令和8年10月30日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には参加資格審査が企画提案競技に間に合わないことがある。

なお、企画提案競技に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

7 企画提案競技実施の公示方法

宮崎県公報及び県庁ホームページにより公示

8 スケジュール

- | | |
|----------------------|----------------------|
| (1) 公告 | 令和8年 9月28日（月） |
| (2) 質問等の締切 | 令和8年10月30日（金）午後5時まで |
| (3) 企画提案競技参加申込書の提出締切 | 令和8年10月30日（金）午後5時まで |
| (4) 企画提案書の提出締切 | 令和8年11月 9日（月）午後5時まで |
| (5) プレゼンテーション（ヒアリング） | 令和8年11月17日（火）午後1時30分 |
| (6) 審査結果の通知 | 令和8年11月24日（火）までに |

※ 採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

9 企画提案競技の方法

(1) 質問等

企画提案競技及び仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（別紙3）を提出すること。

ア 提出先

下記14を参照

イ 提出期限

令和8年10月30日（金）午後5時まで

ウ 提出方法

電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

エ 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する（質問者名は公表しない。）。

(2) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（別紙1）を提出すること。共同企業体を構成する場合、共同企業体（コンソーシアム）協定書（別紙5）も提出すること。

ア 提出先

下記14を参照

イ 提出期限

令和8年10月30日（金）午後5時まで

ウ 提出方法

電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ電話連絡すること。）

(3) 企画提案書の提出

ア 企画提案書の内容

本実施要領2「調達仕様書」を参照の上、提案すること。

イ 提出書類

(ア) 企画提案書（7部）

- ・ 提出する企画案は、1案のみとする。
- ・ 書式はA4判（一部A3判を折り曲げて可）とし、ページ番号を挿入する。
- ・ 会社概要、業務実績等を記載すること。
※ 共同企業体の場合は、構成員ごとに作成すること。
- ・ 紙面7部に合わせて、電子データを提出すること。

(イ) 見積書（原本1部、写し2部）

- ・ 調達仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
- ・ 内訳は、税抜き表示を基本とする。
- ・ 紙面3部に合わせて、電子データを提出すること。

(ウ) 誓約書（1部）

- ・ 別紙2により提出すること。
- ・ 紙面1部に合わせて、電子データを提出すること。

(エ) 納税証明書（1部）

- ・ 県税の未納がないことを証明するため、納税証明書を提出すること。
- ・ 企画書提出前3か月以内に発行されたものであること。
- ・ 共同企業体の場合は全ての構成員分とする。

ウ 提出先

下記 14 を参照

エ 提出期限

令和 8 年 11 月 9 日（月）午後 5 時まで

オ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

カ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(4) プレゼンテーション（ヒアリング）

日時：令和 8 年 11 月 17 日（火）午後 1 時 30 分から

場所：宮崎県庁 7 号館 3 階 735 号室

実施方法：参加者によるプレゼンテーション方式

ア プレゼンテーションは、1 者当たり、説明 30 分、質疑 10 分、計 40 分

イ 各社の審査順は、企画提案書の提出順とし、発表時間は事前に通知する。

(5) 審査項目

以下の項目について評価を行う。（別紙 4）

ア 提案のコンセプト

- ・ 事業の趣旨や目的等を十分に理解しているか

イ 納入実績

- ・ 類似システムの導入実績及び技術力があるか

ウ スケジュール

- ・ 計画的な納入、システム構築のスケジュールとなっているか

エ プレゼンテーション

- ・ 資料や説明は適切か
- ・ 質疑応答の対応は適切か

オ 運営体制

- ・ 本事業を実施する適切な体制が組まれているか

カ 機器

- ・ 仕様書を踏まえた構成、機能となっているか

キ システム設計・構築

- ・ 既存のネットワークに対応したシステムとなっているか
- ・ 端末設定、認証によるアクセス制御等について仕様書を踏まえて検討された内容となっているか

ク 導入支援・操作説明

- ・ 運用・導入までの研修や、導入後の支援は適切か

ケ 運用・保守

- ・ 問合せ先や問合せフローが提案されているか

- ・ 障害発生時の対応フローが明確になっており、適切か
- コ 柔軟性
 - ・ 既存のネットワーク接続に対して、できる限り誠実に対応してもらえるか
- サ 追加提案
 - ・ 仕様書を超える提案はあるか
- シ 経済性
 - ・ 提案内容に対し経費の積算は妥当か
 - ・ 節減が図られているか

(6) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した１者を契約候補者として選定する。

(7) 審査結果の通知

令和８年１１月２４日（火）までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(8) 企画提案の無効

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- ア 企画提案競技に参加する資格のない者が提案したとき。
- イ 参加申込書又は企画提案書等に虚偽の記載をしたとき。
- ウ 企画提案書が仕様書に適合しないとき及び実施要領に記載する留意事項に適合しないとき。
- エ 同一者が２件以上の企画提案をしたとき。
- オ 提出期限までに企画提案競技参加申込書を提出しないとき。
- カ 企画提案書及び見積書の金額、氏名、印影もしくは重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をしたとき。
- キ その他、県の指示する事項及び企画提案競技に関する条件に違反したとき。
- ク アからキまでに掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき。

(9) (8)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

10 契約締結等

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。なお、契約手続に要する費用は、受託者負担とする。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

11 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和３９年宮崎県規則第２号）第１０１条の規定による。

12 企画提案競技及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

13 その他

- (1) この企画提案競技による調達、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理において、宮崎県政府調達苦情検討委員会の調達手続の停止等に関する要請を受けた場合は、調達手続の停止等を行うことがある。
- (3) 企画提案書の作成、提出等に関し必要な費用は、企画提案競技に参加する者の負担とする。

14 書類提出及び問合せ先

- (1) 住所 〒880-8501 宮崎市橘通東1丁目9番10号
- (2) 担当 宮崎県教育庁教育政策課（担当 川野）
- (3) 連絡先電話番号 0985-26-7276
メールアドレス kyoikuseisaku@pref.miyazaki.lg.jp